7.4 悪臭

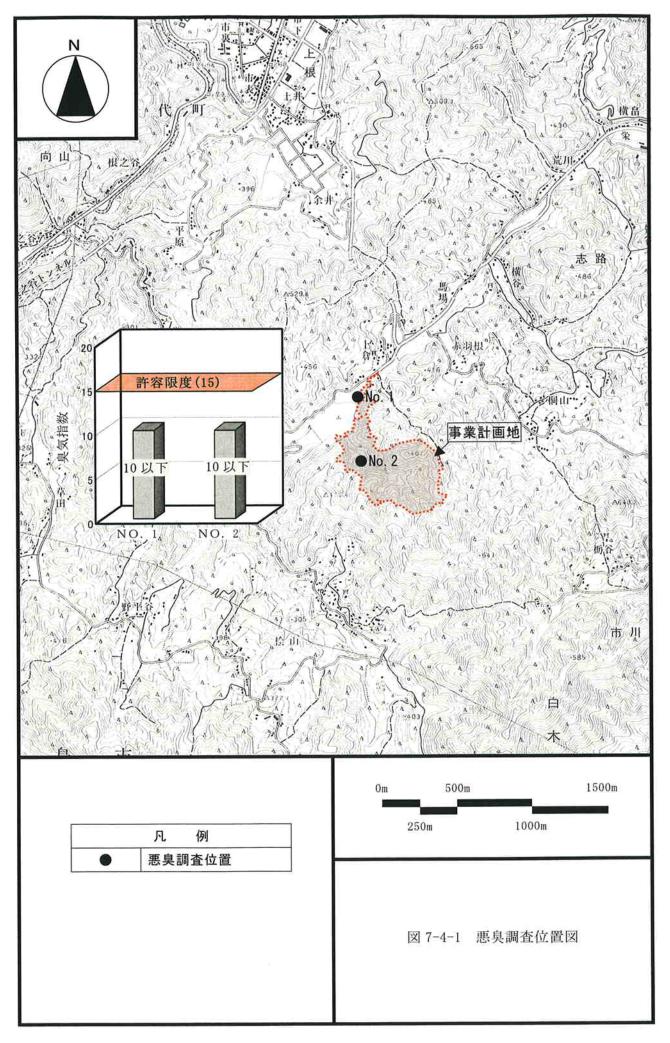
7.4.1 調査概要

悪臭の調査は、事業計画地周辺の現況を把握するため、敷地境界線上(No.1 地点)及び当該処分場内(No.2 地点)で実施した。

調査内容及び調査位置は、表 7-4-1 及び図 7-4-1 に示すとおりである。

表 7-4-1 悪臭調査概要

調査項目	臭気指数		
調査方法	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)」に規定する方法		
調査頻度	年1回(夏季)		
調査地点	図 7-4-1 に示す 2 地点		
	敷地境界線上(No.1 地点),当該処分場内(No.2 地点)		
調査年月日	平成 18 年 8 月 8 日 (夏季)		



7.4.2 調査結果

悪臭の調査結果は、表 7-4-2 及び図 7-4-1 に示すとおりである。

悪臭防止法に基づく広島市における規制基準(第3種区域)と比較するとすべての地点で許容限度15を下回っていた。

表 7-4-2 悪臭調査結果

調査項目	No.1	No.2	許容限度
	(敷地境界)	(処分場内)	(第3種区域)
臭気指数	10 以下	10 以下	15

7.4.3 予測及び評価

悪臭の予測手法の概要は、表 7-4-3 に示すとおりである。

表 7-4-3 悪臭の予測手法の概要

内容		予測事項	予測地域	予測時期	予測方法
存在・供用	廃棄物の 埋立て	処分場等から の悪臭	事業計画地 周辺地域	埋立期間中	現況調査結果等を 基に定性的予測

(1)存在・供用

予測対象

廃棄物の埋立てに伴う悪臭を対象として、その影響の程度を予測した。

予測方法

現在、当該処分場及び隣接する処分場は稼動中であり、廃棄物の埋立量は増設時も現状と同程度であることから、現況調査結果等を基に定性的に予測した。

予測結果

廃棄物の埋立てに伴う悪臭については、当該処分場及び隣接する処分場の廃棄物の埋立量が増設時も現状と同程度であり、両処分場が稼動しているときの臭気指数の現況調査結果は 10 以下と許容限度 15 を十分下回っていることから、増設時の周辺環境への影響は小さいと予測される。

環境保全措置の検討

廃棄物の埋立てに伴う悪臭については、予測結果のとおり、臭気指数が 10 以下と許容限度 15 を十分下回ると予測され、環境への影響は小さいと判断されるが、環境への影響を可能な限り低減させるため、環境保全措置について検討した結果、事業者が以下の環境保全措置を現在と同様に実施することとした。環境保全措置の効果は、事業者が社員に十分教育をすることで、廃棄物の埋立てに伴い発生する悪臭の抑制が期待されると考えられる。

また、環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある新たな環境影響はないと考えられる。

【環境保全措置】

- ・事業者は、廃棄物の埋立て処分後、即日覆土を行い、悪臭の発生を防止する。
- ・事業者は、廃棄物の展開検査を徹底し、安定5品目【廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)】以外混入しないようにする。

評価

廃棄物の埋立てに伴う悪臭については、当該処分場及び隣接する処分場の廃棄物の埋立量が増設時も現状と同程度であり、両処分場が稼動しているときの臭気指数の現況調査結果は、臭気指数が 10 以下と許容限度 15 を十分下回ることから、環境への影響は小さいと判断される。

また、事業者は環境保全措置を現在と同様に実施することから、環境への影響は可能な限り低減されると考えられる。